

青森県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 八年 六月二十九日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第九号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。